

令和 8 年 1 月 9 日
装 備 政 策 部

令和 8 年度特定取組（製造工程効率化）に関するご相談の受付について

装備政策部では、令和 8 年度に実施予定の「特定取組（製造工程効率化）」に関するご相談を、事業者の皆様から受け付けます。制度利用を検討している事業者は、別紙の要領に従ってご相談ください。

以上

【ご相談の要領】

1 ご相談の受付期限

令和8年2月20日（金）18時まで

2 ご相談の方法

別添の「相談シート①」に加えて、ご相談数毎に「相談シート②」を作成し、指定の宛先（kibankyoukahou@ext.atla.mod.go.jp）まで送信してください。

3 受付期限後の流れ

- ・ 受付期限後、防衛装備庁にて令和8年度に認定される可能性がある案件を選定し、優先順位を付けます。
- ・ 優先順位の高い案件については、検討中の事業者に対し、防衛装備庁装備政策課防衛生産基盤強化法室（以下「法室」という。）から2月中を目途にご連絡します。その後、今後の進め方について調整します。
- ・ 法室からご連絡した場合でも、その案件が必ず認定されるわけではありません。審査等を経て最終決定します。
- ・ 優先順位の検討には、今回のご相談案件に加えて、サプライチェーン調査や法室による工場等の調査結果等から特定された案件も含まれます。

4 留意事項

- ・ ご相談は必ず事業者ご自身で行ってください。代理による相談は受け付けません。
- ・ 検討する案件は、装備品等の製造・修理等のサプライチェーンにおけるボトルネックの解消や低減を目的としたものにしてください。
- ・ 単なる設備の老朽更新のみを目的とした案件は、優先順位が低くなります。
- ・ 建屋の新規建設経費は製造工程効率化による支援の対象としません（ただし、自己資金による投資を妨げるものではありません）。

【検討のポイント（参考）】

■ 必須事項

- ・ サプライチェーンにおけるボトルネックの解消・低減につながる案件であること
- ・ 製造工程効率化の取組を最後まで実施できる意思と能力があること
- ・ 事業規模が適切であること（防需売上規模を超える案件は対象外）
- ・ 設備導入による製造等効率化の効果を見積もれること
- ・ その効果が装備品等の製造等のコストやリードタイムに確実に反映できる見込みがあること
- ・ 導入設備の防需活用割合を適切に設定できること
- ・ 自社での製造等が他社では代替できないことを合理的に説明できること
- ・ 新設備の能力に見合う需要が見込まれること

■ 優先順位を検討する際の要素

- ・ 生産性向上の効果
- ・ 支援を要する企業の規模
- ・ 自社負担（防需活用割合による負担とは別に、自社投資を行う意思がある案件）
- ・ 効果の対象となる装備品等の分野や工程等